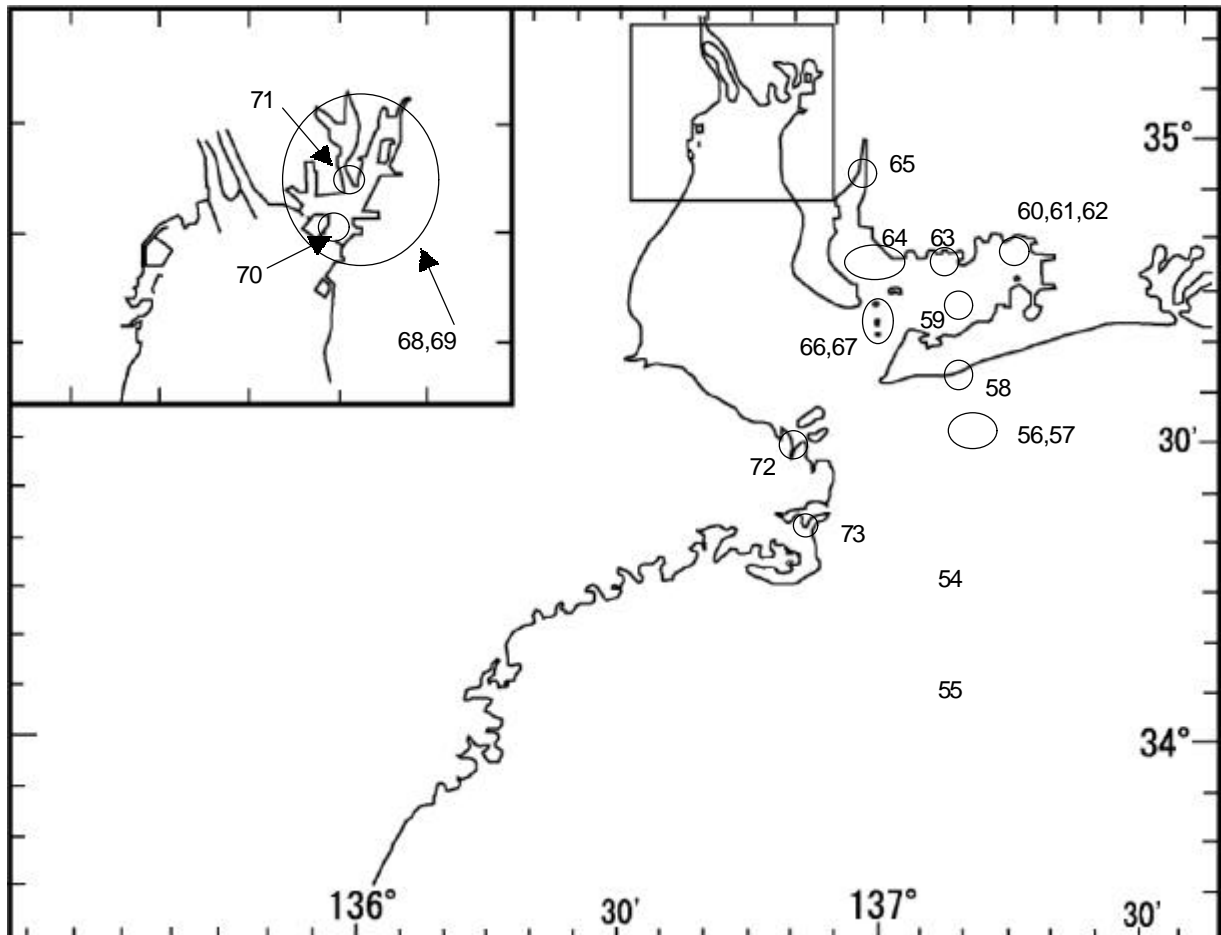


四管区水路通報第 3 号

平成 17 年 1 月 19 日

第四管区海上保安本部

第 5 4 項	本州南岸	遠州灘及熊野灘	救難訓練
第 5 5 項	本州南岸	遠州灘及熊野灘	救難訓練
第 5 6 項	本州南岸	遠州灘、赤羽根漁港南東方	魚礁設置作業
第 5 7 項	本州南岸	遠州灘、赤羽根漁港南方	魚礁設置作業
第 5 8 項	本州南岸	遠州灘、赤羽根漁港	掘下げ作業
第 5 9 項	本州南岸	三河港	観測用浮標復旧
第 6 0 項	本州南岸	三河港北部	小型船舶操縦訓練
第 6 1 項	本州南岸	三河港北部	ヨットレース
第 6 2 項	本州南岸	三河港、三谷漁港付近	環境調査
第 6 3 項	本州南岸	渥美湾、東幡豆港及付近	防波堤等改修工事
第 6 4 項	本州南岸	三河湾	環境調査
第 6 5 項	本州南岸	衣浦港	アンカーブロック改修作業
第 6 6 項	本州南岸	師崎水道、日間賀島	防波堤延長工事
第 6 7 項	本州南岸	師崎水道、篠島南方	海底電力線移設
第 6 8 項	名古屋港	第 1 区、第 3 区、第 4 区	水質調査
第 6 9 項	名古屋港	第 2 区、第 3 区、第 4 区	環境調査
第 7 0 項	名古屋港	第 4 区	航泊禁止
第 7 1 項	名古屋港	第 4 区	掘下げ作業
第 7 2 項	本州南岸	鳥羽港	航泊禁止
第 7 3 項	本州南岸	的矢港	護岸築造工事



17年54項 本州南岸 - 遠州灘及熊野灘 救難訓練
自衛隊航空機による照明弾及びマリンマーカ―等を投下しての救難訓練が実施される。
期 間 平成17年2月1日～28日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日0800～2100
区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
(1) 34-38N 137-30E
(2) 34-38N 138-00E
(3) 34-25N 138-30E
(4) 32-40N 138-30E
(5) 32-40N 136-10E
(6) 33-47N 136-10E
備 考 訓練には飛行機2機、ヘリコプター3機が参加する。
海 図 W70 - W93 - W61B
出 所 航空自衛隊浜松救難隊

17年55項 本州南岸 - 遠州灘及熊野灘 救難訓練
自衛隊航空機による照明弾及びマリンマーカ―等を投下しての救難訓練が実施される。
期 間 平成17年2月1日～3日まで(予備日2月4日)の0900～2000
平成17年2月7日～9日まで(予備日2月10日)の0900～2000
平成17年2月14日～17日まで(予備日2月18日)の0900～2000
平成17年2月21日～24日まで(予備日2月25日)の0900～2000
平成17年2月28日 0900～2000
区 域 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-23-23N 137-09-16E
(2) 34-23-38N 137-36-11E
(3) 34-13-54N 137-56-09E
(4) 33-18-16N 138-20-06E
(5) 32-52-48N 137-02-26E
(6) 33-56-27N 136-34-01E
備 考 訓練には飛行機2機、ヘリコプター4機が参加する。
訓練目標としてマーカ―フロート及び一人用浮舟を使用する。
付近に船舶等が存在する場合、投下を中止する。
海 図 W70 - W61B
出 所 航空自衛隊航空救難団

17年56項 本州南岸 - 遠州灘、赤羽根漁港南東方 魚礁設置作業
下記区域で起重機船による魚礁設置作業が実施される。
期 間 平成17年2月1日～3月18日までの0800～1700
区 域 下記地点付近
34-33-37N 137-13-32E
海 図 W70
出 所 鳥羽海上保安部

17年57項 本州南岸 - 遠州灘、赤羽根漁港南方 魚礁設置作業

下記区域で起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期間 平成17年1月20日～3月11日までの日出～日没

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

(1) 34-30-39N 137-11-00E

(2) 34-30-09N 137-11-31E

(3) 34-29-35N 137-10-43E

(4) 34-30-05N 137-10-12E

標識 作業区域に橙色ブイを設置する。

海図 W70

出所 鳥羽海上保安部

17年58項 本州南岸 - 遠州灘、赤羽根漁港 掘下げ作業

下記区域でグラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 平成17年1月21日～3月18日までの日出～日没

区域 下記2地点付近

(1) 34-36-27N 137-11-08E

(2) 34-36-24N 137-11-10E

標識 作業区域に赤旗付竹竿を設置する。

海図 W1024

出所 蒲郡海上保安署

17年59項 本州南岸 - 三河港 観測用浮標復旧

(四管区水路通報 16年 42号 984項 削除)

整備のため一時撤去されていた海況情報施設1号観測用浮標は復旧した。

位置 34-44-36N 137-13-13E

海図 W1057A - W1057B - W1052

出所 三河港長

17年60項 本州南岸 - 三河港北部 小型船舶操縦訓練

下記区域で小型船舶操縦訓練が実施される。

期間 平成17年1月29日、30日の0900～1630

平成17年2月5日、6日、8日、11日、12日、13日、19日、27日、28日の0900～1630

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

(1) 34-48-07N 137-17-19E

(2) 34-48-07N 137-17-27E

(3) 34-48-03N 137-17-26E

(4) 34-48-04N 137-17-18E

備考 コースにオレンジ色ブイ3個を設置する。

海図 W1057A

出所 三河港長

17年61項 本州南岸 - 三河港北部 ヨットレース

下記区域でヨットレースが実施される。

日時 平成17年2月6日の0800～1700
区域 下記地点を中心とする半径1000mの円内
34-47-33N 137-15-20E
備考 警戒船を配備する。
海図 W1057A
出所 三河港長

17年62項 本州南岸 - 三河港、三谷漁港付近 環境調査

三谷漁港東方で潜水作業を伴う環境調査が実施される。

期間 平成17年2月1日、2日（予備日2月3日～15日）の日出～日没
区域 下記4地点により囲まれる区域
(1) 34-48-09N 137-15-42E
(2) 34-48-13N 137-15-51E
(3) 34-48-17N 137-15-49E
(4) 34-48-17N 137-15-40E
海図 W1057A
出所 三河港長

17年63項 本州南岸 - 渥美湾、東幡豆港及付近 防波堤等改修工事

下記区域で、起重機船等による防波堤及び物揚場改修工事が実施される。

期間 平成17年1月20日～3月18日の日出～日没
区域 物揚場改修工事
下記地点付近
(1) 34-47-17N 137-08-24E
下記2地点を結ぶ線上付近
(2) 34-47-18N 137-08-29E
(3) 34-47-17N 137-08-29E
防波堤改修工事
下記2地点を結ぶ線上付近
(4) 34-47-10N 137-08-41E
(5) 34-47-10N 137-08-43E
下記地点付近
(6) 34-47-04N 137-09-48E
標識 作業区域に点滅式黄色灯付浮標及び赤旗を設置する。
作業船のアンカー投入位置に昼間は赤旗付竹竿、夜間は点滅式黄色灯付浮標を設置する。
備考 潜水作業を伴う。
海図 W1435 - W1052
出所 蒲郡海上保安署

17年64項 本州南岸 - 三河湾 環境調査
下記区域で、潜水土による採泥作業が実施される。
期 間 平成17年1月24日(予備日1月28日～30日)の0600～1600
区 域 下記5地点付近
(1) 34-46-36N 137-03-00E
(2) 34-46-21N 137-01-48E
(3) 34-46-12N 137-00-45E
(4) 34-46-00N 136-59-33E
(5) 34-45-48N 136-59-06E
海 図 W1052 - W1053
出 所 衣浦海上保安署

17年65項 本州南岸 - 衣浦港 アンカーブロック改修作業
2号地の副資材岸壁北方で、クレーン付台船等によるくらげ侵入防止網アンカーブロックの改修作業が実施される。
期 間 平成17年1月20日～3月18日(予備日含む)の日出～日没
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
(1) 34-50-19N 136-57-21E
(2) 34-50-11N 136-57-22E
標 識 作業船のアンカー投入位置に簡易浮標を設置する。
備 考 潜水作業を伴う。
警戒船を配備する。
海 図 W1056
出 所 衣浦港長

17年66項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀島 防波堤延長工事
下記区域で作業船による防波堤延長工事が実施される。
期 間 平成17年2月1日～3月15日までの日出～日没
区 域 下記地点付近
34-42-11N 136-59-46E
標 識 作業区域に点滅式黄灯付浮標を設置する。
備 考 潜水作業を伴う。
警戒船を配備する。
海 図 W1054
出 所 衣浦海上保安署

17年67項 本州南岸 - 師崎水道、篠島西方 海底電力線移設
(四管区水路通報 17年 2号 33項 削除)
下記のとおり海底電力線が移設された。
位 置 (移設前)下記4地点を結ぶ線上
(1) 34-40-40.1N 136-59-45.0E

- (2) 34-40-34.0N 136-59-54.0E
- (3) 34-40-30.0N 137-00-05.0E
- (4) 34-40-27.3N 137-00-06.0E
- (移設後) 下記10地点を結ぶ線上
- (5) 34-40-40.1N 136-59-45.0E
- (6) 34-40-35.4N 136-59-53.4E
- (7) 34-40-34.5N 136-59-54.3E
- (8) 34-40-34.6N 136-59-54.5E
- (9) 34-40-34.5N 136-59-55.3E
- (10) 34-40-34.2N 136-59-56.7E
- (11) 34-40-34.1N 136-59-58.3E
- (12) 34-40-34.4N 137-00-00.0E
- (13) 34-40-35.0N 137-00-01.7E
- (14) 34-40-35.5N 137-00-03.3E

海 図 W 1 0 5 4

出 所 衣浦海上保安署

17年68項 名古屋港 - 第1区、第3区、第4区 水質調査

下記区域付近で作業船による水質調査が実施される。

期 間 平成17年1月28日(予備日1月31日)の0930~1500

区 域 下記3地点を中心とする半径30mの円内

- (1) 35-04-33N 136-52-31E
- (2) 35-03-30N 136-50-20E
- (3) 34-59-36N 136-49-48E

海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B

出 所 名古屋港長

17年69項 名古屋港 - 第2区、第3区、第4区 環境調査

下記区域で作業船による採水作業等が実施される。

期 間 平成17年2月1日~3月18日までの日出~日没

区 域 下記4地点付近

- (1) 35-03-53N 136-53-00E
- (2) 35-03-39N 136-50-28E
- (3) 35-03-41N 136-50-11E
- (4) 35-01-04N 136-50-42E

海 図 W 1 0 5 5 A

出 所 名古屋港長

17年70項 名古屋港 - 第4区 航泊禁止

ポートアイランド東側で、揚泥作業に伴い航泊禁止区域が設定される。

期 間 平成17年1月20日～3月20日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 35-00-29.1N 136-49-17.0E

(2) 35-00-29.1N 136-49-28.8E

(3) 35-00-38.8N 136-49-28.8E

(4) 35-00-38.8N 136-49-17.0E

標 識 (2)(3)及び下記2地点に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

(5) 35-00-29.1N 136-49-17.8E

(6) 35-00-38.8N 136-49-17.8E

海 図 W1055A - W1055B

出 所 名古屋港長公示第17-2号

17年71項 名古屋港 - 第4区 掘下げ作業

飛島ふ頭(西4区)東側でグラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成17年1月20日～3月25日まで(予備日3月26日～31日)の日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 35-02-11N 136-50-11E

(2) 35-02-16N 136-50-28E

(3) 35-02-05N 136-50-33E

(4) 35-02-00N 136-50-16E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1055A

出 所 名古屋港長

17年72項 本州南岸 - 鳥羽港 航泊禁止

(四管区水路通報17年 1号 22項 削除)

港湾改修工事に伴い航泊禁止区域が設定されている。

期 間 平成17年3月31日まで

区 域 下記11地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-29-29N 136-50-41E

(2) 34-29-29N 136-50-45E

(3) 34-29-30N 136-50-49E

(4) 34-29-28N 136-50-50E

(5) 34-29-25N 136-50-51E

(6) 34-29-21N 136-50-50E

(7) 34-29-18N 136-50-50E

(8) 34-29-16N 136-50-49E

(9) 34-29-16N 136-50-46E

(10) 34-29-17N 136-50-43E

(11) 34-29-24N 136-50-41E

標 識 (2)(3)(10)(11)地点に点滅式黄色灯、(4)(7)(9)地点に点滅式黄色灯付浮標、
(5)(6)(8)地点に黄色浮標を設置する。

下記2地点に点滅式黄色灯付浮標を設置する。

(12) 34-29-30N 136-50-35E

(13) 34-29-16N 136-50-59E

海 図 W 7 3

出 所 鳥羽海上保安部長公示第 1 6 - 4 号

1 7 年 7 3 項 本州南岸 - 的矢港 護岸築造工事

下記区域で、作業台船による護岸築造工事が実施される。

期 間 平成17年1月21日～平成18年1月30日までの日出～日没

区 域 下記地点付近

34-21-39N 136-51-51E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び点滅式黄色灯付浮標を設置する。

海 図 W 7 3

出 所 鳥羽海上保安部

「四管区水路通報」に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611(内線2515)

FAX 052-654-2536(FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。
(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

=====